9　前条第十二項の規定は、施行令第四十条の七の十第二十二項に規定する財務省令で定める書類について準用する。

10　前条第十三項の規定は、法第七十条の六の十第六項に規定する財務省令で定める場合及び同項の会社の株式又は持分に相当するものとして財務省令で定めるものについて準用する。

11　施行令第四十条の七の十第二十四項に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、法第七十条の六の十第一項に規定する被相続人（以下この条において「被相続人」という。）から相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）により取得をした特例事業用資産で法第七十条の六の十第五項の規定による承認に係る譲渡があつたものの当該取得の時における価額（既に当該特例事業用資産が同項第三号の規定により同条第一項の規定の適用を受ける特例事業用資産とみなされたものである場合には、この項の規定により計算した金額）に、当該譲渡の対価で当該譲渡があつた日から一年を経過する日までに同条第二項第二号に規定する特例事業相続人等（以下この条において「特例事業相続人等」という。）の事業の用に供される資産の取得に充てられたものの額が当該譲渡の対価の額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

12　施行令第四十条の七の十第二十五項第六号の規定により読み替えて適用する同条第二十六項に規定する財務省令で定める書類は、法第七十条の六の十第六項の会社（以下この項及び次項において「承継会社」という。）に係る次に掲げる書類とする。

一　その特例相続報告基準日（法第七十条の六の十第十項に規定する特例相続報告基準日をいう。以下この条において同じ。）における定款の写し

二　登記事項証明書（その特例相続報告基準日以後に作成されたものに限る。）

三　その特例相続報告基準日における株主名簿の写しその他の書類で株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する株式又は持分に係る議決権の数が確認できる書類（当該承継会社が証明したものに限る。）

四　その特例相続報告基準日（以下この号、次号及び次項において「基準日」という。）の直前の特例相続報告基準日の翌日から当該基準日までの間に終了する各事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書

五　基準日の直前の特例相続報告基準日の翌日から当該基準日までの間に会社分割又は組織変更があつた場合には、当該会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は当該組織変更に係る組織変更計画書の写し

六　その他参考となるべき書類

13　第二十三条の十第二十四項から第二十六項までの規定は、承継会社について基準日の直前の特例相続報告基準日から当該基準日までの間に合併若しくは株式交換若しくは株式移転があつた場合又は施行令第四十条の七の十第二十五項第六号の規定により読み替えて適用する同条第二十六項第五号に規定する財務省令で定める事項について、それぞれ準用する。

14　法第七十条の六の十第九項に規定する財務省令で定める事項を記載した書類は、次に掲げる書類とする。

一　次に掲げる事項を記載した書類

イ　特例事業相続人等に係る被相続人の死亡による法第七十条の六の十第一項の規定の適用に係る相続の開始があつたことを知つた日

ロ　その他参考となるべき事項

二　前号イの相続の開始があつたことを知つた日が当該相続の開始の日と異なる場合にあつては、当該相続に係る特例事業相続人等が当該相続の開始があつたことを知つた日を明らかにする書類

三　遺言書の写し、財産の分割の協議に関する書類（当該書類に当該相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）の写し（当該自己の印に係る印鑑証明書が添付されているものに限る。）その他の財産の取得の状況を明らかにする書類

四　被相続人から法第七十条の六の十第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得した次に掲げる同条第二項第一号に規定する特定事業用資産の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　法第七十条の六の十第二項第一号ハに掲げる資産（地方税法第三百四十一条第四号に規定する償却資産に限る。）　当該資産についての地方税法第三百九十三条の規定による通知に係る通知書の写しその他の書類（同法第三百四十一条第十四号に規定する償却資産課税台帳に登録をされている次に掲げる事項が記載されたものに限る。）

(1)　当該資産の所有者の住所及び氏名

(2)　当該資産の所在、種類、数量及び価格

ロ　法第七十条の六の十第二項第一号ハに定める資産（自動車に限る。）並びに前条第二項第二号及び第三号に掲げる資産　道路運送車両法第五十八条第一項の規定により交付を受けた自動車検査証（当該相続の開始の日において効力を有するものに限る。）の写し又は地方税法第二十条の十の規定により交付を受けたこれらの資産に係る同条の証明書の写しその他の書類でこれらの資産が自動車税及び軽自動車税において営業用の標準税率が適用されていること又は前条第二項第二号若しくは第三号に掲げる資産に該当することを明らかにするもの

ハ　前条第二項第一号に掲げる資産（所得税法施行令第六条第九号ロ及びハに掲げる資産に限る。）　当該資産が所在する敷地が耕作の用に供されていることを証する書類

五　特例事業相続人等に係る被相続人が六十歳以上で死亡した場合には、当該特例事業相続人等が相続の開始の直前において前号の特定事業用資産に係る法第七十条の六の十第二項第二号ロに規定する事業に従事していた旨及びその事実の詳細を記載した書類

六　円滑化省令第七条第十四項の認定書（円滑化省令第六条第十六項第八号又は第十号の事由に係るものに限る。）の写し及び円滑化省令第七条第十一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の申請書の写し

七　円滑化省令第十七条第五項の確認書の写し及び同条第四項の申請書の写し

八　第一号イの被相続人から相続又は遺贈により施行令第四十条の二第五項に規定する猶予対象宅地等、法第六十九条の四第一項に規定する特例対象宅地等又は施行令第四十条の二第五項に規定する特例対象山林若しくは同項に規定する特例対象受贈山林を取得した個人が一人でない場合には、これらを取得した全ての個人の法第七十条の六の十第一項の規定の適用を受けるものの選択についての同意を証する書類

九　その他参考となるべき書類

15　施行令第四十条の七の十第二十六項に規定する財務省令で定める書類は、特例事業用資産に係る次に掲げる書類とする。

一　その特例相続報告基準日における前項第四号に掲げる書類

二　その特例相続報告基準日（次項及び第十七項において「基準日」という。）の属する年の前年以前三年内の各年における当該特例事業用資産に係る事業に係る次に掲げる書類（特例事業相続人等が営む事業が当該特例事業用資産に係る事業のみである場合には、イに掲げる書類を除く。）

イ　当該事業に係る貸借対照表及び損益計算書

ロ　当該特例事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類で当該特例事業用資産がイの貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの

三　その他参考となるべき書類

16　施行令第四十条の七の十第二十六項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　基準日における法第七十条の六の十第四項に規定する猶予中相続税額（以下この条において「猶予中相続税額」という。）

二　基準日において特例事業相続人等が有する特例事業用資産の明細及び当該特例事業相続人等に係る被相続人の氏名